

平成29年度公共工事等入札契約制度の改善（概要）

平成29年3月24日

契約検査課

入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の6項目にわたり7の具体的な取組みを定め、平成29年度から入札契約制度の改善を実施します。

1 施工体制の適正化

○ 一次下請に係る社会保険等未加入者の排除

（資料1） 藤枝市発注建設工事における社会保険等未加入者との一次下請の取扱いについて

2 適正な競争性の確保

○ 調査基準価格（低入札価格調査）及び最低制限価格の引上げ

（資料2） 調査基準価格及び最低制限価格の算定方法について

3 公正入札の向上

○ 工事成績点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の試行（継続）

[工事成績点の条件]

- (1) 全工種平均工事成績点以上の実績を有すること。
- (2) 全工種で工事成績点70点未満（D・Eランク）の工事をしていないこと。

[平成29年度予定]

・ 設計金額1,200万円未満 B+C等級対象（継続）

5件目安

<検討事項>

A+B等級対象へ拡大実施

設計金額1,200万円以上3,000万円未満（総合評価落札案件は除く）

4 適正な品質の確保

○ 適正な工期設定の徹底（継続）

工事は、繰越工事及び債務負担工事を除き、3月15日までに完成する。

○ 総合評価落札方式（特別簡易型）の活用（継続拡大）

[対象工事]

当初予算における設計予定金額 2,000 万円以上の案件から抽出

[実施予定件数]

23 件（道路課 5 件、河川課 1 件、花と緑の課 4 件、建築住宅課 5 件、下水道課 8 件）※下水道課は新規

5 透明性の確保

○ 不落随意契約への移行基準の公表

（資料 3） 不落随意契約への移行基準について

6 地元業者の健全な発展

○ 次年度の引継事項

<ゼロ市債工事の受注制限>

同一業者が受注できるゼロ市債工事の件数を制限する。

・ B 等級 3 件まで

・ C 等級 2 件まで